

台風被害対策は？

8月19日の台風15号は、過去に経験のない潮風害を及ぼし、その対策もままならない内、すべての作物に様々な被害を及ぼした。水稻は白く変色し、果樹や落葉樹の葉は枯れた。町では早速「遊佐町台風15号農作物被害対策本部」を設置し、県や農協と一緒に、被害調査や対策を取るべく努めた。しかし、有効な対策を見出せないでいる内、追い討ちを掛けるように16号が襲い、被害は更に拡大した。

今回の台風は、酒田と遊佐を中心に庄内地方に被害が集中したこともあり、庄内総合支庁でも対策会議を設置し、救済措置を検討した。

町の被害対策本部でも、県や農協と連携をし、被害農家の救済対策を実施します。10月25日に開催された臨時議会で補正予算を組みました。内容は、県で実施する災害対策資金への利子助成です。相談したい方は遠慮なく農業振興係や農協の金融係にお問い合わせ下さい。

明日の遊佐町農業に

カントリーエレベーターは

本当に要らないの？

一昨年来、何度も経営構造対策事業の説明や担い手との話し合いを進め、「経営構造対策事業」による「カントリーエレベーター」への加入を推進してきた。だが、結果は芳しくない。なぜであろうか。

米政策改革大綱を受けて、16年産米から産地間競争が始まった。そんな経営構造対策事業

元年の今年の稻作は、収穫前に相次ぐ台風による被害で、収量は元より品質の低下も有り、全国的に豊作の中、消費者は果たしてこんな遊佐の米を買ってくれるのであろうか。甚だ疑問である。ましてや、一部の生協では5月以降は他所の県のカントリーに入った米を食べているとの情報もある。

遊佐には「カントリーエレベーター」は本当に要らないのであろうか。共同開発米は生協が買ってくれるという神話はいつまでも続くと思っているのであろうか？「乾燥機があるから」とか「自分がやれる内は」とか、農家は個々の経営のみに執着し、「遊YOUNG米」や遊佐の米の将来は考えていないような気がする。先日の研修会で、米問屋は「一度離れたら元には戻せない」と言っていた。これから益々産地間競争が激しくなり、トレサビが求められる。それでも、農家は個々から脱却できないのか。消費者が望む物を目指さない農業に未来はあるのであろうか？疑問である。真剣に取り組む姿勢が見えて来ない。これで良いのか？遊佐の米作りは・・・。

消費税実務研修会のお知らせ

平成15年度の消費税法改正により、事業者免税点が1千万円に引き下げられました。15年度の売上高が1千万円を超える事業者は17年度分から適用なります。

そこで、下記により「消費税実務研修会」がありますので、参加されますようお知らせします。

記

1 日時 11月18日（木）午前10時

2 場所 三川町 いろり火の里

3 参加費 1,000円（テキスト代）

* 午後からは無料相談会も有ります。

研修会・無料相談会への参加申込は、役場農林水産振興課農業振興係へ、11月5日まで！